

報 告 第 号

専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

木染橋耐震補強等工事（第3期）変更請負契約の締結について

令和2年 月 日提出

富士見市長 星 野 光 弘

## 議案内容説明資料

### ○工事変更請負契約締結について

- ・ 工事名 木染橋耐震補強等工事（第3期）
- ・ 施工場所 富士見市大字下南畑地内ほか
- ・ 契約工期 令和元年9月30日から令和2年7月31日までを  
令和元年9月30日から令和2年8月28日とする。  
(28日間の延長)
- ・ 請負金額 原請負金額 145,775,300円  
変更請負金額 150,624,100円  
(4,848,800円の増額)
- ・ 請負業者 富士見市大字下南畑2343番地3  
株式会社富士実業  
代表取締役 石橋美佐
- ・ 専決処分日 令和2年7月15日

### ○主な変更理由

仮設工法の見直しや堆積土撤去量の増加などが発生したため。